

公益財団法人ふるさと島根定住財団 理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）定款第48条に基づき、財団の理事会の運営に関する必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 理事長以外の理事から前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第197条において準用する同法第100条に規定する場合において、必要があると認めて理事長に招集の請求があったとき

(5) 監事から前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第2章 理事会の招集

(招集)

第4条 理事会は、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは副理事長）が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、第2条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
(招集の通知)

第5条 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは副理事長がこれにあたる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議方法)

第8条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

3 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(決議の省略)

第9条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、財団定款第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事が、前項の議事録に記名押印するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第12条 理事会は、財団の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事及び業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第13条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受け
- ホ 多額の借財
- ヘ 重要な使用人の選任及び解任
- ト 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他財団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- リ 理事の利益相反等取引の承認
- ヌ 財団定款第7条第1項に規定する事業計画書、収支計算書等の承認
- ル 財団定款第8条第1項に規定する貸借対照表、正味財産増減計算書等の承認
- ヲ その他法令に定める事項

(2) 財団定款に定める事項

- イ 必要な規程、規則の制定、変更及び廃止
- ロ 理事長、副理事長及び専務理事の選定
- ロ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更
- ロ 重要な事業その他に係る争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第14条 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方、金額、時期、場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第15条 理事会は、その決議により、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除するすることができる。

2 前項の理事の責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、理事長は遅滞なく一般法人法第198条において準用する第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には3か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 総評議員（前項の責任を負う役員等であるものを除く）の10分の1以上の評議員が3か月以内に前項の異議を述べたときは、理事会は第1項に基づく免除をすることができない。

第5章 雑則

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年11月24日から施行する。